1

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

号 外(3)

目

次

条 例

○富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。 令和3年11月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第65号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号) の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「除く。」の次に「以下この項、」を、「100分の107.5」の次に「)を、12月に支給する場合には100分の112.5 (特定管理職員にあつては、100分の92.5」を加え、同条第3項中「100分の107.5」の次に「」とあり、及び「100分の112.5」を、「100分の62.5」の次に「」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」を加える。

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には 100分の 127.5」を「 100分の 120」に改め、「以下この項、」を削り、「 100分の 107.5)を、12月に支給する場合には 100分の 112.5 (特定管理職員にあつては 、100分の92.5」を「 100分の 100」に改め、同条第3項を次のように改める。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 100分の 1201 とあるのは「 100分の67.5」と、「 100分の 100」とあるのは「 100分の57.5」 とする。

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研 究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 第3条 次に掲げる条例の規定中「 100分の 167.5」の次に「」と、「 100分の 112.5」とあるのは「 100分の 157.5」を加える。
 - (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年富山県条例第2 号)第8条第2項
 - (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第 3号)第6条第2項
- 第4条 次に掲げる条例の規定中「 100分の 127.5」を「 100分の 120」に、 「 100分の 167.5」と、「 100分の 112.5」とあるのは「 100分の 157.5」を 「100分の162.5」に改める。
 - (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項
 - (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項 (富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)
- 第5条 次に掲げる条例の規定中「、「 100分の 167.5」を「「 100分の 167.5」 と、「 100分の 112.5」とあるのは「 100分の 157.5」に改める。
 - (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和36年富山 県条例第5号)第1条第3項ただし書
 - (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和35年 富山県条例第38号)第5条第2項ただし書
 - (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例第18号)第2条 第2項ただし書
 - (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和26年富 山県条例第31号)第1条第3項ただし書
- 第6条 次に掲げる条例の規定中「 100分の 127.5」とあるのは「 100分の 167.5 」と、「 100分の 112.5」とあるのは「 100分の 157.5」を「 100分の 120」と

あるのは、「100分の162.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項た だし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2 項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項 ただし書

(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山 県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(期末手当の特例)

第8条の2 第5条本文及び前条第3項本文の規定により支給する期末手当の額 は、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員が任用された日の属 する年度の4月1日において適用される富山県一般職の職員等の給与に関する 条例(昭和32年富山県条例第34号)第22条第2項に規定する方法により算出し た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定 は、令和4年4月1日から施行する。

(人事課)

令和3年11月30日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番